

TOPICS

- ◆ 宇和町明間地区(四道)に発令する避難指示の解除について
  - ・ 応急仮設住宅について
  - ・ 粗大ごみの持ち込みについて
  - ・ 固定資産税の取扱い
  - ・ 上下水道施設について
  - ・ 水路改修工事について
  - ・ 崩壊箇所東側(野村側)の現況報告
- ◆ のむら復興まちづくりデザインワークショップ(アクション編2②)を開催しました

◆ 宇和町明間地区(四道)に発令する避難指示の解除について

平成30年7月豪雨災害により、西予市宇和町明間四道地区において、山地崩壊が発生し、建物が倒壊するなどの甚大な被害が発生しました。崩壊箇所には、不安定土砂、倒木が多量に堆積しており、その後の豪雨等により、拡大崩壊や土砂等が再流出する恐れがあり、大変危険な状態であることから、避難指示を継続して発令している状況にありました。

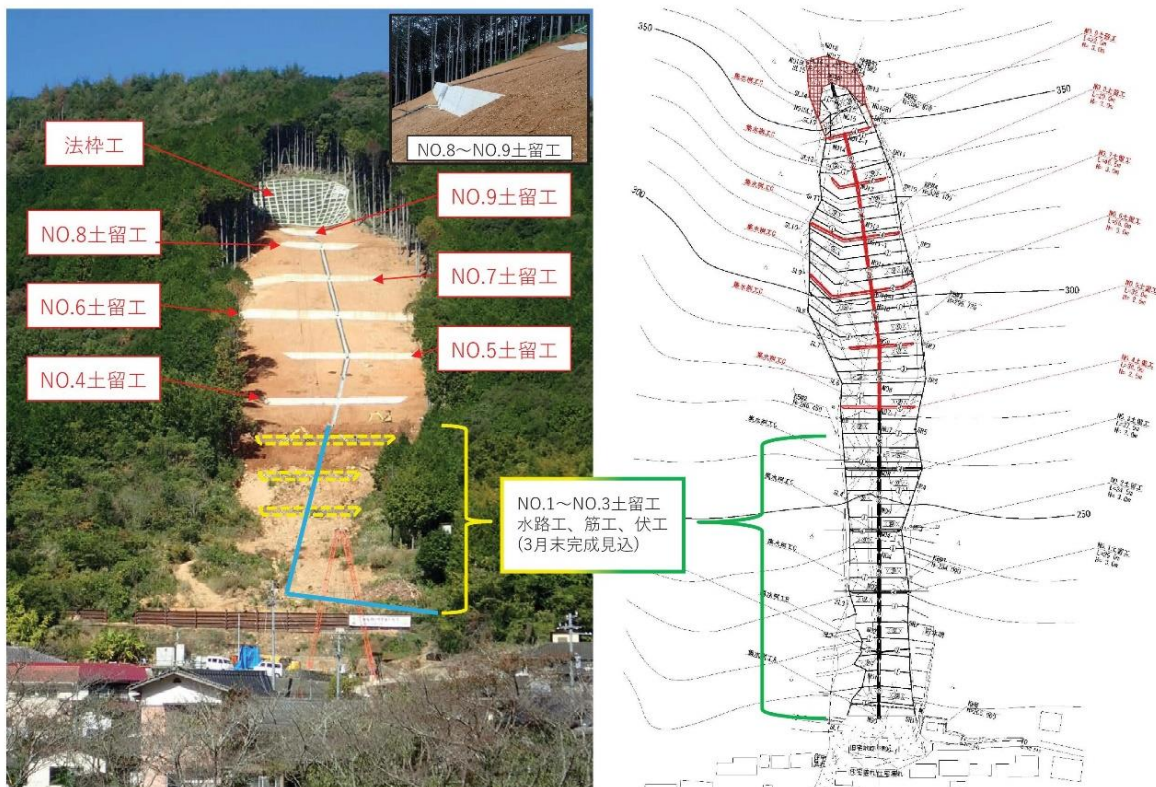
同箇所においては、復旧整備として災害関連緊急治山事業(四道地区)が進められており、のり枠工、土留工9基等が計画されています。このたび、本事業において、避難指示発令を解除するめどとしていた上部から6基の土留工が完成しました。この6基は、崩壊箇所全体の約3分の2に施工されており、最大斜度約30度の急斜面部分の安定化を図っています。

また、発災後の降雨状況を見ても、拡大崩壊や、施工部における大きな浸食等も見られなかったことから、施工した効果が見られたと言えます。

これらのことから、四道地区において、常時避難を要する状態は解消され、避難指示の発令を解除する時期に至ったと判断し、11月25日(水)に明間地区体育館において住民説明会を開催し、11月27日(金)の西予市災害対策本部会議において、明間四道地区に発令する避難指示を解除することを決定しました。

なお、避難指示は解除になりましたが、気象情報や市が発令する避難情報には十分に注意いただき、危険を感じた場合は早めの避難を心がけてください。明間地区の皆様には、避難指示発令に伴い、多大なるご不便とご心配をおかけしました。四道地区におきましては、今後もさらなる安全性を確保するために、残りの工程を進めて参りますので、引き続き、工事へのご理解とご協力をお願いします。

平成30年7月豪雨災害 災害関連緊急治山事業(四道地区)



## ▶ 応急仮設住宅にお住まいの方へ

**入居期限：令和3年7月5日（建設・借上げ型共通）**

避難指示発令の解除後においても、治山工事用地として住宅再建予定地を使用させていただいております皆様には、住宅の再建までの間、継続して応急仮設住宅で生活していただくこととなり、大変ご不便をおかけします。入居継続の手続き等、個別にご案内いたしますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

### < 建設型仮設住宅にお住まいの方 >

退去予定日が決まりましたら、建設課（☎62-6410）までご連絡ください。鍵の返却、立会い検査等の日時や上下水道にかかる手続き等について、ご案内いたします。

### < 借上げ型（みなし）仮設住宅にお住まいの方 >

退去予定日が決まりましたら、貸主の方へ退去の意思表示をしていただき、40日前をめどに、福祉課または明間公民館へ「借上げ型住宅退去申出書」をご提出ください。申出書がお手元に届いていない場合は、福祉課（☎62-6428）までご連絡ください。

**【問い合わせ先】** ○四国電力 ☎0120-410-796 ○四国ガス燃料 ☎62-5577 ○西予CATV ☎62-7811  
○福祉課 ☎62-6428 ○建設課 ☎62-6410 ○上下水道課 ☎62-6411(上水道) / ☎62-6495(下水道)

## ▶ ご自宅の掃除や片付けで発生した粗大ごみを持ち込む際の手数料を免除します

四道地区での生活を再建、再開するためのご自宅の掃除や片付け等の準備において、避難指示発令中に家屋内で老朽化し処分の必要が生じた粗大ごみを、宇和清掃センターへ持ち込む際の処理手数料を免除します。

### < 手順 >

- ① 明間公民館にて、「避難指示発令解除に伴う粗大ごみ持ち込み許可券」を受け取ってください。
- ② 宇和清掃センターへ粗大ごみを持ち込み、許可券を係員に提出してください。

※ 許可券に関する取扱いは、このたびの四道地区避難指示の解除に限っての対応となります。

### < 注意事項 >

- ① 家電リサイクル法に掲げる家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は持ち込みできません。
- ② 個人での修繕や掃除をされる場合に限りです。修繕または掃除を行った業者等が許可券を持って、粗大ごみを持ち込むことはできません。
- ③ もやすごみ、衣服、プラスチック類、小型家電等のステーションで回収できるごみを一緒に持ちこまないようお願いします。

**【問い合わせ先】** 環境衛生課 ☎ 62-1132

## ▶ 固定資産税の取扱いについて

避難指示発令区域内に存する宅地及び専用住宅について、避難指示発令が解除される日を含む年度までの固定資産税を軽減することとしており、令和2年度までの固定資産税が軽減の対象となり、令和3年度以降は通常通り課税となります。

**【問い合わせ先】** 税務課 ☎ 62-6401

## ▶ 上下水道施設について

水道の水質検査を実施し、検査項目のすべてに合格し、水道水として問題ないことを確認しました。その後、地区内各戸の水圧調査を行い、一部の住宅において、水圧の低い状態が確認されたため、メーターボックス内の止水栓を取り換えることにより、通常の水圧に復旧しました。

仮設水道管の本格復旧については、災害関連緊急治山事業（四道地区）が完了後、道路復旧に合わせて、地元水道組合との協議のもと進めていきます。

また、四道地区内における農業集落排水の下水道本管に直結する公共枡を確認し、異常がないこ

とを確認しています。

【問い合わせ先】 上下水道課 ☎ 62-6411(上水道) / 62-6495(下水道)

＜上下水道にかかる廃止、再開等の手続きが必要となります＞	
① 建設型仮設住宅を退去する場合	退去時に必要書類等をご案内します。
② 借上げ型(みなし)仮設住宅等を退去する場合	明間公民館または上下水道課で手続きを行ってください。
③ 四道地区のご自宅へ戻る場合	明間公民館または上下水道課で手続きを行ってください。 ①と同時の場合は、退去時に併せてご案内します。

### ▶ 治山施設水路改修工事について

四道地区の治山施設下流の水路につきましては、災害関連緊急治山事業(四道地区)のすべてが完了後に整備する予定としています。なお、当水路の改修にあたっては、南予地区における10年確率で発生する洪水を考慮して設計することとしております。【問い合わせ先】 建設課 ☎62-6410

### ▶ 崩壊箇所東側(野村側)の現況報告について

平成30年8月に地元住民の方から、山腹に崩壊が起きているとの情報をいただき、県の森林林業課治山林道係と現地確認を行いました。その結果、現在、治山事業施工箇所の頂上部より、約200m東側(野村側)、そこから約30m下側の地点で小崩壊が見られました。

これまで、緊急を要しないが経過観察が必要であると判断し、大雨時には、山からの出水状況、水路等の濁りなどの状況確認を行って参りました。

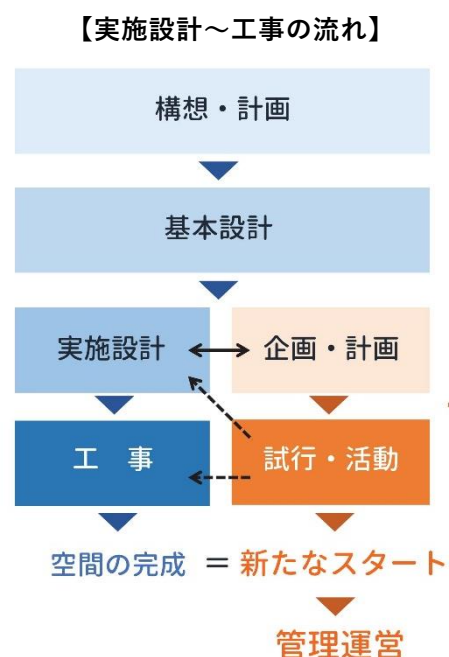
このたび、調査測量会社に委託して、現地踏査、微地形図の判読を行い、現況図面を作成いたしました。調査結果から、この地域では、これまでに何回か小崩壊が発生していたと推測されますが、崩壊が拡大したという状況は確認できておらず、現時点での対策はございません。市としましては、地形の変異を確認するため、伸縮計を2カ所に設置して、令和2年9月から令和3年10月まで、観測を継続する予定です。

測量結果は、愛媛県とも共有し、随時、必要な指導を仰ぐこととしており、現地付近で異常が見られたり、感じられた場合には、林業課までご連絡ください。【問い合わせ先】 林業課 ☎62-6493

## ◆ のむら復興まちづくりデザインワークショップ(アクション編②2)を開催しました！

前回のワークショップにおいて、野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画区域の右岸側に整備予定の菜園について、野村高校プロジェクト「菜園の利活用」として、「桑の木」の栽培を中心とした提案がなされ、参加者の皆さんから意見を頂戴し、その利活用方法の熟度を高めていただきました。このことは、整備する空間がいかに使われていくのか、展開されるのかを、整備が完了する以前に考えておくことで、末永く愛着のある公園になるよう、自分たちで作ら上げるといった考えが背景にあります。

このことは、利活用方法だけでなく、維持管理についても同様であり、具体的な維持管理工程を確認し、その手法や主体について議論し、その結果を実施設計の中に反映していくことが重要となります。今回のワークショップでは、整備の基本設計に携わった株式会社ヘッズの野村氏にインターネット経由で参加いただき、基本設計におけるより具体的な検討内容と、実施設計から工事までどんなことがおこっていくかということ、そして、管理運営にはどのような工程が想定さ



れるのかをご説明いただき、それに対する意見交換を行いました。

## ▶ 開催概要

- ◆ 日時：2020年12月7日(月) 19:00～
- ◆ 会場：野村公民館 3階 ホール
- ◆ 主催：西予市
- ◆ 協力：愛媛大学、東京大学復興デザイン研究体
- ◆ 参加者：30名(野村地区自治会、社会教育団体等の公的団体代表者、市内在住者など)
- ◆ 主な内容：
  - これまでの振り返りと今回の主旨説明
    - 菜園エリアについて(株式会社ヘッズ 野村 様)
      - ・基本設計の具体内容
      - ・実施設計～工事の流れ
      - ・管理運営について
    - グループワーク① 菜園の活用・維持管理に関わる活動
    - グループワーク② 防災広場、林の広場、森の広場の活動主体
    - グループワークの発表とまとめ



## ▶ 開催結果

前半は、菜園の活用・維持管理に関わる活動について、誰が、どんな活動ができるのかを、日常的な関わりと非日常的な関わり両側面から意見交換を行いました。

### 【主な意見】

- ・より多くの方が関わることでできる仕組みが必要である。例えば、野村自治振興協議会が中心となり、各種団体と連携して維持管理を推進していく。
- ・住民が主体となって進めるには負担が大きすぎる。
- ・日常的に行う定期的な維持管理は有償による活動により、非日常的に行う季節的な維持管理を広く住民を募った無償ボランティア活動によるべきである。
- ・地域の民間企業がボランティアとして参加する。
- ・地元の学校が授業の一環等、学校の取り組みとして空間活用を考える。

後半では、菜園以外の防災広場、林・森の広場の活動やその主体について意見交換を行いました。それぞれの観点から意見が挙げられ、その主体や活動について事務局でとりまとめ、次回以降のワークショップにおいて、菜園以外のスペースでの活動について意見交換を行う予定です。

今後、このように各エリアでの利活用の提案をワークショップで議論し、その後、維持管理活動についてワークショップで整理検討を行い、議論し、それぞれの意見を実施設計の中に反映するよう進めて参ります。

## ▶ 三嶋神社周辺エリアでの試行

整備される空間の利活用方法、維持管理活動について、ディスカッションを行ってきましたが、どんな関りができるのか、できないのかということについては、実際に活動してみないとイメージが思い浮かばないものです。そこで、三嶋神社周辺エリアの元々農地であった場所で、例えば、ひまわり、サツマイモといったものを試験的に栽培し、そこへ地元住民の皆さんに関わっていただき、どのようなかかわり方があるのか検討するよう計画しています。その際は、ぜひ、ご参加ください。

### 公共空間の活用・維持管理の検討パターン

